



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2023
3.29
no.174

Report

「校則」をどう考えればいいのか

中央大学 池田 賢市 1

アイルランド視察報告～国レベルで進める子ども参加

ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二 8

第22回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

① 誰もが安心して過ごせる学校づくり

～神戸教育文化研究所のとりくみ～

神戸教育文化研究所 14

② 第22回子どもの権利条約具体化のための実践報告

加賀おやこ劇場 22

③ 千葉県里親会と大学生の共同デイキャンプ2021

里親子を地域とつなぐ活動

東洋大学社会学部社会福祉学科森田明美ゼミ 28

World trends

Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2022.11～2023.1)

ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二 32

「校則」をどう考えればいいのか



中央大学
池田 賢市

1 はじめに

教育を受ける権利を守ると称して、学校は「秩序」を重視する。その秩序形成・維持の方法の典型が「校則」だろう。しかし、いま、その内容の理不尽さが「話題」となり、文部科学省も各学校に改善を求める事態になっている。そこで、「校則」についてどう考えればいいのか。いくつかの視点からその問題点と課題の広がりを指摘してみたい。

そもそも校則の目的は何なのか。答えは簡単で、基本的には、子どもたちの教育への権利を保障するため、ということになる。だとすれば、頭髪の色や長さ、服装についての細かい取り決めは、教育への権利保障とどんなつながりがあるのか。しかし、このこと自体が問われていない。というより、「権利」なんて意識されていない。この点が最大の問題なのだが、このことは最後に述べるとして、まずは、私が中学生だった時の校則を思い出してみたい。

2 頭髪・服装検査

頻繁に「検査」されたのは、髪の色と長さだった。女子は、肩まで。それ以上の場合には三つ編みにすること。男子は、耳と眉毛にかかってはならない。次に、服装。女子は、スカートの長さ（膝が隠れていること）と襞の数（数が多くなると指導が入る）が問題となる。男子は、ブレザーの制服だったので、ワイシャツの第一ボタンが留められているかどうか。そして、靴下の色（黒、紺、白のみ可）と柄（ワンポイントまで）。冬はマフラーをすることも多いが、長さは130 cmまで。もちろん(?)、持ち物検査もあった。授業に関係のない物は持ってきてはいけない。（当時、「関係ないんだから、持ってきても何の影響もないのではないか」と屁理屈を言っていたが、いま考えると、意外にいい観点だったかもしれない。）

挙げていけばまだまだあるのだが、まず感じることは、その目的がまったくわからないということだろう。どうしてスカートの襞が多いと、また、靴下の柄が2つになると、教育を受ける権利保障に支障が出るのだろうか。なぜ、いま挙げたようなことを、公的機関である学校はその利用者たる子どもに要求することができるのだろうか。本当にわからない。最近では、「下着の色は白」といった校則がネット上でも話題となり、かつてとは比べものにならないくらい、その不可解さの度合いが増している。不可解どころか、明らかな人権侵害なのだが、あまりそのような観点から追究されることはない。決めた限り、それが守られているかどうかをチェックする必要が出てくるのだが、では、学校は子どもたちの下着の色をどのようにチェックしようとしているのか。

3 地毛証明書の恐怖

これも不可解なことのひとつなのだが、学校は子どもたちの「髪」に相当の執着をもっている。かつてはその長さ（パーマも禁止）が問題であったのだが、最近では、「髪形」（ツーブロックなどの刈り上げ方法も含めて）にまで禁止事項が及んでいる。さらには、もう言う必要はないのだが、髪を染めることに関しても多くの校則が禁止している（かつては今日ほど気軽に染められる方法がなかった）。地毛が茶色の生徒が、染めていると間違われ、厳しい指導（というより人権侵害）を受けたことが大きな問題となった。このような「誤った」指導を防ぐために、「地毛証明書」なるものを作成している学校も多いと聞く。しかし、なぜそのような「証明」が必要になるのか。このような疑問をもつ学校現場がどれほどあるだろうか。

ここには、実はかなり深刻な価値観が潜んでいる。その恐ろしさに危機を感じなければならないと思う。OECD-TUAC（教育に関する調査等をめぐって OECD 側と加盟国の教員組合が意見を述べ合い議論する国際会議）に参加した時、この「地毛証明書」の話を紹介した。参加者には、わたしが何を言っているのか最初のうちは意味が伝わらなかった。少し具体を話し始めたとき、みんな一斉に恐怖の表情を浮かべた。単に信じられない措置だということへの驚きを越えて、（その後の反応なども考えると）、日本で起こっているこの事態に、ファシズム（全体主義）への道を感じ取ったのだと思う。

この「地毛」の事件に関しては、マスコミも一時期かなり報道した。その中で、留学生で茶色の髪の生徒がいたとしても、黒色に染めさせるという方針の学校の存在が紹介された（どうして留学生だと茶色の髪をしているということになるのかという問題は、いったん措くとして）。ということは、「染める」こと自体が禁止だったわけではないということになる。全員が黒い髪の色をしていることが重要だったわけである。生徒には、それが求められていたのである。そして、それがなぜ「染める」ことの禁止になったのかと言えば、髪は黒色に決まっているという前提があったからである。「染める」ことは、黒色ではなくなるという現象となってあらわれる、という前提である。ここに、「日本人」という用語で重ねてイメージされることで、強烈に排他的なナショナリズムが姿をあらわすことになる。

4 日本人性とファシズム（全体主義）への道

もうこれ以上、この件については書きたくないほどの気持ち悪さになってきたのだが、それでも、しつこく、あえて続けてみたい。

教育実践報告を聞く機会がよくあるが、ある生徒のことを話題にするときに、「彼は、見た目で外国人とわかるので・・・」といった語りに出会うことがある。しかし、そんなことがあるのだろうか。見ただけで、その人が日本国籍者ではないということがわかるなんてことがありうるだろうか。たとえば、このわたしが韓国籍ではなく日本国籍者だとどうして見ただけで分かるのか聞いてみたい。

「いや、この先生はそんなことを言っているのではない」という反論が出そうである。つまり、「見た目」が違うことによる他の子どもたちとの関係の難しさを問題にしているのだ、と。では、なぜ「見た目」が違うと「外国人」なのか。この裏側には、「日本人」はみんな同じ「見た目」をしているという前提がある。そもそも、なぜ「見た目」が違うことが問題になるのかを問いたいのだが、そこまで議論が進むかなり手前で、相当にひどい人権侵害が起こっているのに、これを解決しないことには

先に進めない、という状況である。

百歩も千歩も譲って、「見た目」が違うことを問題にしたいとしても、それを「外国人」と重ね合わせたのは、なぜなのか。実際に外国籍である場合もあるだろうが、日本国籍者である場合もある。教育への権利保障に関しては、確かに「国籍」の問題は大きく影響する。しかし、この先生は、そのような制度上の問題を議論したいわけではない。

要するに、国籍以外の、なんとなくぼんやりした、しかし一定の合意が暗黙のうちに成り立っているような、そんな「日本人」像が（発言の背景として）思い描かれているわけである。そして、それはきわめて同質性の高い集団としてイメージされている。だから「見た目」でわかる、ということになるのだ。教職員が、このような認識をもっている限り、「地毛証明書」の何が問題なのか、理解されないだろうし、子どもたちに批判精神が育つはずはない。つまり、子どもたちは、民主主義の代わりに、排除の思考をしっかりと身に付けていくはずである。むしろ、良いこと、必要なことだとして、どんどんファシズム（全体主義）への道に突き進んでいくことになるだろう。先の OECD の会議で、参加者が恐怖の表情になったのは、このためである。その一方で、最近では、「多様性の尊重」が教育政策や教育実践でのキーワードとなっている。

5 時間に厳しい学校

校則について思い出していくともうひとつ、学校が執着をもっているものに気づく。それは「時間」である。遅刻は厳禁であり、かなり厳しく指導される。そもそも学校での生活は「時間割」によって管理されている。「時間」は、学校教育が成り立つための要である。

たとえば、1 時間目の国語の授業で子どもたちの議論が盛り上がってきても、次の理科の時間にそのまま流れ込むことはできない。小学校であれば、多少の融通はあるかもしれないが、教科担任制となる中学校以降では、このような流れ込みはあり得ない。多くの教員は、子どもの興味・関心を大事にしながら授業を進めていこうとしていると思うのだが、どうしても、時間の壁によって、それを寸断せざるを得ない。むしろ、そのあたりのことも計算に入れた上で、授業を計画していく工夫が教員に求められることになる。

このような時間をめぐる学校の特徴は、制度上、仕方のない部分ではある。とくに、勉強時間と休み時間との区別は厳密で、「遊びの時間はもう終わったぞ」とか、「休み時間なんだから、外に出て遊びなさい」とか、教員からいろいろと言われる。せめて休み時間くらいは、何をしてもいいし、どこにいてもいいということにしておいてもらいたい。（これは、子どもだった時の私の個人的感想であるが。）

しかし、時間を細切れにしすぎると、その管理も厳格なものになっていく。

1990 年 7 月 6 日、兵庫県神戸市の公立高校で起きた「校門圧死事件」は、いまでも記憶によみがえってくる。教員が校門のところで秒単位で残り時間をマイクで叫び、遅刻をきびしく取り締まる。重さ 200 キロを超える鉄の門扉が勢いよく閉められ、ぎりぎりまで走ってきた女子生徒の頭を押し潰した。1 秒でも遅れれば、殺される、そんな環境で果たして教育の権利は保障されるのだろうか。日本国憲法（第 26 条）に謳われている「教育を受ける権利」を行使する者の側が厳しく「指導」され、

死をも覚悟して過ごさねばならないなどということがあっていいはずはない。

6 学校が想定する子ども観

かつてから、憲法の理念および具体的な規定が学校の中に入っていないことを批判する議論があった。それは今日も変わらない。これまでみてきたように、服装や履物、持ち物、髪形、行動の仕方など、徹底的に画一化していく強制力が、なぜここまで放置されているのか。憲法で保障されている基本的人権が、こんなにも踏みにじられるのは、なぜなのか。

端的に言えば、子どもを「人間」とみていないからである。これは、教育活動をイメージするときの「子ども観」にあらわれている。子どもを「動物」「白紙」「植物」などにたとえて教育をイメージすることは、よく語られている。

動物に芸を仕込むように知識の伝達をイメージしたり、子どもは何も知らないのだから、その状態を白紙にたとえ、そこに文字を印刷するように学習計画を立てていくべきだとイメージしたり、あるいは、子どもは植物の種のように、育っていく要素はすでに持っているのだから、それが発芽し伸びていくために必要な（水分や日光といった）環境を整えることが教育であるとイメージしたり。

これらの比喩は、教育現場のいろいろな場面でいかにも当てはまりそうである。しかし、なぜ、子どもをわざわざ人間以外のものにたとえなくてはならないのか。それは、子どものことを「未熟」な存在だとみなしているからだだろう。子どもは「人間」ではないのである。だから、教育によって「人間」にするのだ、それが学校の使命なのだ、というわけである。子どもには何か「欠けている」ところがあると想定し、それを「完成」していく過程を教育と呼んでいる、ということになる。

ここで、ぜひ「おとな」の人には、自分が「子ども」だったときのことを思い出してほしい。自分は何かが欠けている存在だと思って過ごしていただろうか。「欠けている」どころか、むしろ、「充満」していたのではないか。いろいろなことを考え、悩み、将来のことにも思いをめぐらせていたはずである。当たり前だが、しっかりとした「人格」を備えていたはずである。「おとな」から見て「未熟」に見えるのは、経験の差で説明できるものであったり、あるいは、単なる「違い」を、「おとな」が勝手に価値を低めて「未熟」と言っているだけなのではないか。

7 こども基本法がもつ危うさ

このような「未熟な子ども」観は、2022年制定の「こども基本法」の中にも見ることができる。

その第3条に「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障される」と書きながらも、第2条の「こども」の定義においては、おとなになるまでの「心身の発達の過程にある者をいう」とされている。どうしても子どもを「不十分な存在」にしておきたいらしい。このような認識をもとにすると、第3条の中にある「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」という部分の解釈が微妙になってくる。

この規定の表現は、子どもの権利条約の第3条と第12条の抜粋のような形になっている。条約でいう子どもの「最善の利益」とは、英文では the best interests となっており、趣旨としては、「子

どもの関心や興味を最大限に尊重すること」である。だとすれば、何に関心や興味があるのかは、子ども自身に聞いてみなければわからないのだから、第12条の「意見表明権」によってそれが保障される、というつながりになる。

第12条では、「自己の意見を形成する能力のある子どもがその子どもに影響を及ぼすすべての事項について」意見を表明する権利があるとされ、この場合、「子どもの意見は、その子どもの年齢及び成熟度に従って相応に考慮される」とされている。この条文は、生まれたばかりの子どもにも「意見を形成する能力」があると考えを大前提としている。つまり、「自己の意見を形成する能力」の「ある子ども」と「ない子ども」がいると想定しているのではない。子どもは、正しく意見を形成できるようになるまでの発達の過程にある、というわけではないのである。確かに、おとながすぐに理解できるような形でその意見が表明されるとは限らない。たとえば赤ちゃんは、泣くという表現方法で自分に関するすべてのことについて常に意見を述べているのだが、すぐにはその内容を理解してもらえない場合がある。だから、子どもの「年齢及び成熟度に従って」しっかりと子どもの意見を受け止めるようにせよと、おとなの側に注意を求めているのである。

しかしながら、子どもは「未熟」なのだ、まだ成長途上にある存在なのだという認識が強調されていくと、おとながわかるような形で意見の言える子どもの意見をより尊重するという意味に誤解されていく。こども基本法は、子どもの権利条約を意識して条文をつくらうとしているようだが、根底に流れている子ども観とそれに基づく教育観の部分に注意深く検討していかないと、その危うさを見逃してしまう。

本当に、子どもを、基本的人権が保障されるひとりの個人として捉えているのなら、先に述べたように、動物や白紙といったもの（つまり、発達の過程にある者）にたとえる必要はなく、単純に「人間」として見ればよいのである。このほうがはるかに自然だといえる。だとすれば、教職員も子ども、ともに「人間」であり、ともに「人格」をもつ対等の存在である、ということになる。こう考えれば、現在の校則に対する見方は大きく変わるはずである。

8 子どもの権利条約と校則

子どもの権利条約を支えているのは、このような「子ども」のとらえ方である。それは、「権利主体としての子ども」である。この観点から校則を考えてみれば、理不尽だとされる今日のような内容が、とても的外れなものであることがわかる。

では、校則をどのようなものとして考えるか。結論は、子どもの権利を書くのが校則である、ということになる。冷静になれば、このことはごく当たり前のことを言っていることになる。なぜなら、教育への権利保障のための機関が学校なのであるから、その権利を行使しようとする者に対しては、「どんな権利があるのか」を知らせるのが当然だからである。

本来、公的機関において定められている規則とは、そのような性質をもっている。つまり、それは、その公共的施設の利用規定として、その公的目的が果たされるように機能しなくてはならない。学校は、教育への権利を保障する公的機関なのだから、校則は、教育を受ける権利が確実に保障されるために必要な規則でなくてはならない。学校運営に権限をもつ校長が、最終的には校則に責任をもつ

ているのは、このためだと考えるべきだろう。

したがって、校則は、子どもの権利条約の内容・趣旨が反映されたものでなくてはならない、ということになる。もっといえば、子どもの権利条約が「校則」なのである。校則は、子どもが権利を確実に行使できるように学校側に突き付けられた要求である、と考えたほうがわかりやすいだろう。

9 校則の自主制定の功罪

理不尽な校則を改善しようとして、いま、子どもたち自身が校則を制定していくという実践が各地で進められている。しかし、この取り組みには、注意が必要である。

現状の校則をながめてすぐにはわかることは、「禁止事項の羅列」になっているということだろう。これに慣れてしまったわたしたちは、規則とは禁止事項のことだと勘違いしている。再び何歩も譲歩したとしても、では、その「禁止」は、何を実現させるためのものなのだろうか。その点を検討しないまま、子どもたちに校則をつくるように促せば、どんな禁止事項が必要かを話し合うことになるだろう。つまり、自らの自由を制限する項目を子どもたち自身に考えさせることになる。しかも、「みんなで決めたんだから、守らなくてはならない」という意識も生まれてくるはずで、そうなれば、どんな内容になろうとも学校側は免責されることになる。なぜなら、「民主的に」決められたのだから、それに教職員が口出しをするというのは民主主義に反する、という論理が展開されるからである。

しかし、みんなで話し合っていれば、結果として何を決めてもよい、ということにはならない。それは、民主主義とは言えない。むしろ、みんながいいと言ったとしても、決めてはいけないこともある、というのが民主主義のポイントである。この点を説明していくと長くなり、かつ、「決め方」の議論に話が流れてしまいそうなので、指摘だけにしておきたい。いずれにしても、問題はそこではない。すでに述べたように、校則とは何かが正しく子どもたちに伝えられているかどうかの問題なのである。

自分たちの権利が守られるために校則は存在しているのだ、という点が理解されているならば、校則の自主制定には教育実践的に意味がある。なぜなら、自らの権利行使を確実なものにしていくという観点から、いまの学校のあり方をチェックしていくことになるからである。このように考えれば、たとえば、禁止事項を書く場合にも、まずは「暴力の禁止」と書くだろう。髪や服が問題になる場合も、それは、たとえば、理科の実験で火や薬品を使用する場合の危険を回避するために、髪を結んだり、服のだぶつきをなくすなど、あるいは、長袖の上着を着るなどが求められることもあるかもしれない。しかし、それは、授業の中で安全に実験を行うためのものである。常にそうしておく必要はまったくない。靴下の色や下着の色は、おそらくどんな授業においても危険性を招くことにはならないだろう。

なお、理不尽なものとして現在問題となっている「校則」の多くは、「生徒心得」というものの内容である。これは、「この学校の生徒たる者はこうあるべし」といったたぐいの、学校側の願いを書いたものであり、「校則」とは別のものであり認識する必要がある。もちろん、その「願い」が憲法より上位になることはなく、当然、その内容が子どもたちの権利を奪うものになってはいけない。

10 おわりに

わたしの中学校時代の生徒手帳を見てみると(50年近く前だが)、すでに紹介したように、まさに的外れな規定が並んでいるのだが、しかし、その手帳は「生徒会規約」から書き始められている。これは、とても意味のあることではないかと思う。その次に「生徒週番規定」が書かれ、その後に、「生徒心得」「夏休みの生活心得」などの「心得」が続く。そして、図書館の利用規定、保健室の利用規定などとなっている。「校則」という項目はない。この手帳に書かれていること全体をさして「校則」と呼んでいたのだろう。他校の生徒手帳を見る機会がなかったのだが、いまこの文章を読んでくれている人には、ぜひ自分のものでも誰かのものでもよいので、生徒手帳の構成を確認してほしい。

校則には、子どもの権利を書く。そして、その権利を守るために、学校は何をしていくのかを書く。このことを基本的認識とすれば、子どもたちが安心・安全に教育への権利を行使できる環境が保障できるはずである。





アイルランド視察報告 ～国レベルで進める子ども参加

ARC 代表・子どもの人権連代表委員

平野 裕二

2022年10月上旬、アイルランドの首都・ダブリンで開催された第10回 Child in the City 会議に参加してきた。COVID-19（新型コロナウイルス感染症）パンデミックのためさまざまな国際会議が中止またはオンライン開催となったため、筆者にとっては3年ぶりの海外である。会議への参加と同時に、アイルランド子どもオンブズマン事務所を訪問し、オンブズマンおよびスタッフからじっくりとお話を聴く機会にも恵まれた。以下、視察の結果得られた知見のうち、日本にとっても参考になると思われるものを中心に報告する。

1 第10回 Child in the City 世界会議

Child in the City（都市における子ども）世界会議は、オランダに本部を置く Child in the City 財団が定期的に行っている国際会議である。2002年9月にベルギーのブルッヘ（ブルージュ）で開催されて以降、基本的には2年おきに開催されており、筆者も第7回（2014年/デンマーク・オーデンセ）、第8回（2016年/ベルギー・ヘント）、第9回（2018年/オーストリア・ウィーン）と続けて参加してきた。ヨーロッパ諸国からの参加者が多数を占めるが、ヨーロッパ以外の国からも参加している。

今回の第10回世界会議（本来2020年開催の予定だったが「新型コロナ禍」のため延期されていたもの）は、ダブリン中心部に位置するダブリン城に設けられた会議施設で、10月5日～7日にかけて開催された。全体テーマは「つながりをつくる」（Making Connections）で、次のようにさまざまな「つながり」を模索する分科会が設けられていた。

- 「子ども参加を都市政策につなぐ」
- 「現在と過去をつなぐ」
- 「自然と遊びをつなぐ」
- 「健康と遊びをつなぐ」
- 「COVID-19（新型コロナウイルス感染症）中およびその後の社会と子どもたちとのつながりを再生する」
- 「政策立案への子ども・若者参加と、諸機関間のつながりの構築」

2日目（6日）の午前中にはいくつかのフィールドトリップも企画され、筆者は、ダブリン城に隣接する市議会の議場でコーラナノグ（子ども・若者評議会）の子どもたちと会い、その後アイルランド子どもオンブズマン事務所を訪問するツアーに参加した。いずれもたいへん貴重な機会だったので、後ほど少し詳しく述べる。

なお今回の会議には、自治体レベルでの子どもの権利の推進に深く関わっている野村武司さん（東京経済大学教授／子どもの権利条約総合研究所副代表）および内田塔子さん（東洋大学准教授／同研究所事務局長）といっしょに参加した。内田塔子さんは、全国の自治体を対象としたアンケート調査を踏まえ、子どもの権利条例のような法的枠組みを地方レベルで整備していくことの有効性を検証して「子どもにやさしいまちをつくる子ども政策を推進するために重要なことは何か？」と題するポスター発表を行ない、参加者の関心を集めていたことも付記しておく。

2 国家的政策を通じた子ども参加の推進

今回の会議でとくに注目したいのは、子ども参加を国レベルで推進するためにホスト国のアイルランドが行なってきたとりくみである。

アイルランドは、2014年に策定した政策文書「よりよい成果、より明るい未来：子ども・若者のための国家政策枠組み（2014～2020年）」で変革目標のひとつに「子ども・若者の声に耳を傾け、その関与を得る」ことを掲げ、その目標を実現するため、翌2015年には「意思決定への子ども・若者参加に関する国家戦略（2015～2020年）」を策定した（なお、この戦略の成果を踏まえた次期政策文書の作成作業が現在進められている）。

同戦略に掲げられた主な目標は次の7つである（1～4が主目標、5～7が追加的目標）。

1. 子ども・若者が、地域コミュニティで行なわれる決定において発言権を持てるようになる。
2. 子ども・若者が、乳幼児教育、学校およびより幅広い公式・非公式の教育制度において発言権を持てるようになる。
3. 子ども・若者が、自分の健康およびウェルビーイングに影響を与える決定（子ども・若者に提供される保健・社会サービスについての決定を含む）において発言権を持てるようになる。
4. 子ども・若者が、裁判所および法制度において発言権を持てるようになる。
5. 子ども・若者の参加を擁護・推進する効果的リーダーシップを促進する。
6. 子ども・若者とともにおよび子ども・若者のために活動する専門家の教育・訓練を発展させる。
7. 政策立案、立法および調査研究において子ども・若者の参加を主流化する。

さらに、2021年4月には「意思決定への子ども・若者参加に関する国家枠組み」が発表された。国連・子どもの権利条約および障害者権利条約を踏まえながら、子ども・若者参加の推進に関して政府機関その他の組織を支援するための政策で、関係組織の能力構築のための補助金（Capacity Building Grant）の創設もあわせて発表されている。

これらのとりくみについて、今回のChild in the City世界会議の開会式でスピーチしたロドリック・オゴーマン大臣（子ども・平等・障害・統合・若者担当）は、「アイルランドは意思決定への子ども参加に関する世界のリーダーです。最初の（2015年の）国家戦略以降もとりくみを強化してきました」と胸を張った。確かに、世界的に見ても先進的なとりくみのひとつと評価できよう。

「国家枠組み」では、「意思決定への子ども・若者参加」について、「相互の尊重を基礎とする子ども・おとな間の情報共有と対話を含む継続のプロセスであって、子どもたちが、自分たちとおとなの意見がどのように考慮されてそのようなプロセスの結果を形作るかを理解できるもの」と定義されている。

このような理解に基づき、子ども・若者が、▽日常的な空間および状況（乳幼児期の学習・ケアの現場、病院、クラブなど）での意思決定にも、▽戦略的発展（政策、プログラム、サービス、立法、調査研究など）にも参画することを推進するのが、「国家枠組み」の狙いである。

Child in the City 世界会議の開会式後に行なわれた分科会では、子ども・平等・障害・統合・若者省の担当者であるリンダ・オサリバン博士から「国家枠組み」の紹介があり、意思決定への子ども・若者参加の意味するところおよび意義について次のように説明していた。

- 日常的状況や戦略的発展に関して行なわれる、自分に影響を与える決定についての発言権。
- 子ども・若者には主体性（agency）を発揮する力と権利があると考え。
- 子ども・若者には独自の視点があり、それはおとなの視点と同じぐらい重要かつ貴重であることを知る。
- 子ども・若者は社会の未来であるだけでなく、いまを生きる存在であることを理解する。
- 公共政策は、生産的なおとなとしての子ども・若者の未来と同じぐらい子ども・若者の現在の生活にも焦点を当てれば、よりよいものになる。
- 子ども・若者の声に耳を傾けることは、子ども・若者の現在の生活を理解することの鍵である。

子ども・若者の意見を「正当に重視」すること（子どもの権利条約 12 条）の意味について、「国家枠組み」で次のように説明されていることも参考になろう。

「子ども・若者の意見を正当に重視するというのは、子どもが望むことをやる・実現するということを必ずしも／常に意味しません。子ども・若者の意見を正当に重視する効果的方法のひとつは、態度をはっきりさせるために役立つ情報を提供し、子ども・若者がどうしたいかを尊重・認知したうえで、もっとも安全・現実的な最善の決定について話し合うことです。実現が可能なこと・不可能なことや決定を行なわなければならない理由についてははっきりと説明することが大切です」

このほか「国家枠組み」には、さまざまな日常空間（学校の教室、病院、保育所、スポーツクラブなど）で活用することを目的としたチェックリストや、子ども・若者からフィードバックを得るための書式なども用意されている。日本では、こども基本法の施行（2023 年 4 月 1 日）にともない、子ども施策に子どもの意見を反映させるためのとりくみは進んでいくことが見込まれるものの、文部科学省には、学校現場での子ども参加を積極的に推進していこうという姿勢がほとんど見られない。こうした消極的な姿勢を改めていくことが必要である（この点については、スコットランド教育省が 2018 年に発表したガイダンス「教育現場における学習者の参加（3～18 歳）」なども参照）。

* 以上で紹介した資料を含め、子どもの意見表明・参加に関する国際的動向について詳しくは筆者の note のマガジン〈子どもの意見表明・参加〉を参照。

<https://note.com/childrights/m/mb2053ce25cff>

3 子ども参加の仕組み「コーランノーグ」（子ども・若者評議会）

アイルランド全土で子ども参加を進めていくための仕組みとして設けられているのが、アイルランドの全行政区域（31 か所）に設置されている「コーランノーグ」（Comhairle na nÓg、子ども・若者評議会）である（「若者」を意味する na nÓg という言葉が用いられているものの、実際に参加す

るのは12～17歳の子どもに限られる)。各コーラナノグから選出された約200人の代表が集まってさまざまな問題を話し合う「ドーナノグ」(Dáil na nÓg、子ども・若者議会)も2年ごとに開催されている。ドーナノグでとりまとめられた政府への提言などについては、各コーラナノグから1人ずつ選出された代表者による「コーラナノグ全国執行委員会」がフォローアップを行なっている(たとえば、気候変動対策として子ども・若者が低料金で公共交通機関を利用できるようにする「トラベルカード」の導入をドーナノグで提案したところ、政府がそのための予算を組んで実現した)。

冒頭で述べたとおり、筆者はChild in the City世界会議のフィールドトリップの企画として、ダブリン市議会の議場でダブリン市のコーラナノグ(子ども・若者評議会)の子どもたちに話を聴く機会に恵まれた。参加してくれたのは、50人弱のメンバーのうち、14～17歳の子ども7人である。コーディネーターを務めている市の女性職員も同席した。

メンバーの募集は一般的に学校を通じて行なわれ、メンバーになりたいという希望を表明した子どもの中から選ばれる。地域のユースクラブを通じて声をかける場合もあるという。

メンバーは通常毎月集まり、年ごとに重点テーマを設定してさまざまな話し合いや活動を行なっている。2022年はメンタルヘルスに関わる問題に力を入れており、専門家に話を聴いてワークショップを開いたりしているとのことであった。2021年はセクシュアルマイノリティ(LGBT)に対する差別解消にとりくみ、ソーシャルメディアでキャンペーンを展開したり、学校その他の団体に「インクルーシブになろう」(Let's Be Inclusive)と題するリソースパッケージを送付して行動を促したりし、差別の減少につながったという。インスタグラムの投稿(2023年1月26日)によれば、今年「教育とジェンダー平等」の問題に力を入れていく方針とのことである。

おとなのファシリテーターに何を望むかという質問に対し、次のような声が出ていたことも印象的だった。

- 子ども・若者を見下さないこと。
- 開かれた誠実な態度で若者のアイデアに耳を傾けること。
- 議論が間違った方向に進んでいるときには、正しい方向にそれとなく(強制的にやるのではなく)誘導すること。
- 子ども・若者から出たアイデアをすぐに却下したりしないこと。

ただし前述の「国家枠組み」では、子どもの意見表明・参加を保障するうえでこのような常設機構が常に有効なやり方であるとは限らず、唯一の方法とされるべきでもないことが強調されている。子どもの意見表明・参加のための多様な回路を用意することが必要である。

4 アイルランド子どもオンブズマン

アイルランドでは、2002年の法律に基づき、2004年に「アイルランド子どもオンブズマン」が設置されている。そのきっかけになったのは、1998年に行なわれた国連・子どもの権利委員会による第1回報告書審査で、このような機関の設置を勧告されたことである(日本も同じ年に同様の勧告を受けたが、子どもオンブズパーソン/コミッショナーのような機関はいまだに設置されていない)。

欧州諸国の子どもオンブズパーソン／コミッショナーには、子どもの権利の促進およびモニタリングを主たる任務としており、子どもや親の相談を受けて解決のための対応をとる個別救済は行なっていない（権限を与えられていない）ところが多い。この点、アイルランドの子どもオンブズマンは個別救済に力を入れている点が特徴的である。たとえば2021年には2000件以上の相談が寄せられ、そのうち半分以上（53%）が教育に関連するものだった。教育関連の相談の約1割はいじめに関わるものである。相談のほとんどは親をはじめとするおとなからのもので、子ども自身によるものはわずかだという。

現在子どもオンブズマンを務めているのは、臨床心理学者のナイアル・ムルドゥーン博士である。初代オンブズマンのエミリー・ローガン氏に続く2代目オンブズマンで、2015年に大統領から任命された後、2021年に再任されている（オンブズマンの任期は6年）。

今回、Child in the City 世界会議の前日（10月4日）に野村さん・内田さんとともにアイルランド子どもオンブズマン事務所を訪問し、ムルドゥーン博士およびスタッフのみなさんから2時間にわたって話を聴く機会を得た。

子どもオンブズマン事務所はダブリン市の中心部に位置するビルの2階にあり、子どもたちも訪問しやすい立地である。実際、新型コロナ禍も落ち着いてきたことから子どもたちを対象とする子どもの権利についてのワークショップも再開し、毎週のように子どもたちが訪れているという。

子どもたちの意見も聴きながら設計された事務所には、汎用スペース、会議室、視聴覚室、センサリールーム（自閉症・ADHD・感覚過敏などの特性を持つ子どもが気持ちを落ち着かせられるよう照明・防音・設備などに配慮した部屋）が設けられている。設計にあたっては、自閉症の子を持つ親の団体関係者にも来てもらって意見を聴いたとのことである。

子どもオンブズマン事務所には、▽相談・調査チーム、▽参加・権利教育チーム、▽政策・研究チーム、▽総務チーム、▽広報チームが設けられており、30～40人のスタッフが働いている（2021年現在）。年間予算は約300万ユーロ近くに達する（約4億3,340円、2021年度実績）。

子どもオンブズマン事務所の活動の相当部分を占める相談・調査チームには3人の調査担当者と2人のアシスタントが配置されており、相談に対応している。関連する組織に苦情申立て手続が設けられており、相談者がまだそれを利用していない場合、まずは当該手続を通じて申立てを行なうよう勧めるようにしているとのことである。

調査の必要があると判断された場合、予備的調査として、本人からより詳しく事情を聴取したり、関連の公的機関に照会を行なったりする。できるだけ早く問題が解決されるようにすることが相談・調査チームの方針であり、予備的調査の段階でケースが終了することも少なくない。この段階で解決に至らなければ、より詳細な調査を行ない、必要と考えられる対応をとる。公的機関に対して勧告を行なうこともあるものの、大多数のケースは調査の段階で解決に至るとのことである。

このような個別救済活動のほか、子どもオンブズマン事務所では子どもの権利および福祉を促進するためのさまざまな活動を行なっている。近年とくに力を入れているのは、子どものメンタルヘルスに関わる問題や、障害のある子どもの意見表明・参加を推進するためのとりくみである。訪問時には、障害のある子どもとその家族のための大規模な参加型イベント「ビヨンド・リミッツ」(Beyond

Limits、「限界を超えて」)の開催期間中だった。

また、2023年1月には国連・子どもの権利委員会によるアイルランドの報告書審査が行なわれたが、子どもオンブズマン事務所はこの審査に向けて2つの報告書を(政府からは独立した立場で)提出している。ひとつはオンブズマン事務所としての報告書で、もうひとつは、同事務所の若者助言委員会が中心となって子どもたちの声をとりまとめた"Pieces of Us"(私たちのピース)と題する「子どもレポート」である。題名には、パズルを社会、パズルのピースを1人ひとりの子どもに見立て、すべての子どもが社会でぴったりの居場所を見つけられるようにするにはどうすればよいか考えようという思いが込められている。

Child in the City 世界会議のフィールドトリップの一環でオンブズマン事務所を2度目に訪問した際には、この「子どもレポート」がどのようにして作成されたかについて、とくに都市環境に関わる問題(遊び空間・住居・安全など)との関連で説明を受けた。これらの2つの報告書で提起された問題の多くは国連・子どもの権利委員会による報告書審査でも取り上げられて総括所見にも反映され、子どもオンブズマン事務所は歓迎の意を表明している。

日本でもやはり子どもオンブズパーソン/コミッショナーのような機関を国レベルに設置することが必要だと、あらためて感じさせられた。最近刊行された『子どもコミッショナーはなぜ必要か——子どものSOSに応える人権機関』(日本弁護士連合会 子どもの権利委員会編、明石書店)にも関連の国際動向に関する原稿を寄せたが(脱稿したのは昨年9月なので今回の訪問で得られた知見は反映されていない)、引き続き必要性を訴えていきたい。





① 誰もが安心して過ごせる学校づくり ～神戸教育文化研究所のとりくみ～

神戸教育文化研究所

1 はじめに

神戸教育文化研究所は、神戸市教職員組合が2017年度に設立した研究組織で、事務局員7人と教職員140人が研究所員として7つの部会に分かれて所属し、さまざまな教育課題について研究・実践を重ねています。また、2019年度からは、「子どもの権利条約の具現化」「持続可能な学校づくり」を視点とし、「誰もが安心して過ごせる学校づくり」をめざす活動にもとりくんでいます。

2 2020年度までのとりくみ

◎「提言集」と「クリアファイル」の作成

当研究所では、子どもの権利条約の理念を再確認し、2019年度末に「提言集」と、子どもの権利条約の理念をもとにデザインした「クリアファイル」を作成し、幅広く配付して問題提起を行ってきました。ファイルのデザインは、神戸市民ならだれもが知っているゴミ収集袋のキャラクター「ワケトン」の作者である山崎秀昭さん（イラストレーター）にお願いし、教職員のみなさんから好評をいただきました。



2020年版 クリアファイル 2021年版

◎「子どもアンケート」の実施

「コロナ禍」による臨時休校、新しい学校生活様式等、子どもたちには大きなストレスがかかりました。そこで、フェイスブックを通して「子どもアンケート」を行い、学校生活の楽しみや不安について尋ね、発信しました。

3 2021 年度のとりのくみ

2021 年度は、「こんな学校なら毎日行きたい」をテーマとして、できるだけ子どもたちが主体となるように心がけて、以下の事業を行いました。

① 「2コマまんが」づくりイベントの開催 (7/31 土)

神戸市教育会館とタイアップして、夏休みの子どもの向け行事の一環として行いました。講師は山崎秀昭さんをお願いし、市内の小中学生に公募して、中学生4人・小学生17人が参加しました。第1部では、「2コマまんがで発想力をきたえよう!」と題してまんがづくりを楽しみ、子どもたちからは、いろいろなアイデアが出てきました。



あっ、メロンパンだ!



メロンパンだと思ったのに〜

2部では、22年度のクリアファイル作成に向けたアイデアを集めるため、2コマまんがで鍛えられた発想力を生かし、「みんなが楽しいこんな学校」というテーマで4グループに分かれて意見を出し合い、集まった意見を発表して交流しました。子どもらしい楽しいアイデアが満載でした。

《みんなが楽しいこんな学校 アイデア集》

【先生やクラスのこと】

- ・先生はロボットで、クラスのみんなで性格設定できる
- ・子どもたちが担任を選ぶ←「あまった先生かわいそうやん」とツッコミが!!
- ・家の近い人でクラスを作る ・好きなもの同士でクラスを作る

【通学のこと】

- ・すべての学校にスクールバスを運行 ・登校時間は自由、手段も自由
- ・家から校門へワープ、校内でもどこへでもワープ ・何でも持ち込み自由
- ・学校そのものが動いて、家の近くに来たり、海や山へ行ったりする。

【給食のこと】

- ・昼ご飯は自分のお金でコンビニに買いに行ける
- ・ドリンクバー、バイキング給食、毎日デザート、3時におやつもでる

【校庭・校舎のことで】

- ・校庭がクッションつきでフワフワ ・校内にかわいい文房具が買えるお店をつくる。
- ・階段は上りをエスカレーターに、下りは滑り台に ・校庭が遊園地になっている
- ・授業机にテレビ・エアコンをつけて ・プールは冬に温泉にして
- ・教室にカラオケボックスを

【授業のことで】

- ・月曜日は4時間目から始まる ・時間割を投票で決めよう ・授業中に音楽を流す
- ・好きな教科を選べる ・テストや宿題をなくす ・誰かの誕生日はみんなでパーティー
- ・授業時間と休み時間を逆にして ・時々有名人に来てほしい ・居眠りOK
- ・夢を追いかける時間がある ・タブレットで好きな映画が見れる ・毎週校外学習がある



以下は、子どもたちの感想です。

- わたしは4コマならたくさん思いついていたんだけど、2コマでもお手本を見てうまく書くことができ良かったです。学校のアイデアもたくさんの方の考えを聞いておもしろかったです。
- 話し合いでは、たくさんの方のアイデアを聞いて、他の人の思っていることが分かってよかったです。自分の意見と他の人の意見を比べてわかることもあったので勉強になりました。
- このイベントでいろんな考え方や漫画のアイデアが分かったし、友達もできて楽しかったです。

最初は緊張気味であった子どもたちでしたが、2コマ漫画作りを通して少しずつ緊張がほぐれました。「みんなが楽しいこんな学校」の話し合いでは、スタッフによる寸劇のおかげで、子どもたちも柔軟に考えることができました。「先生をロボットにして性格を設定したい」という意見については、「優しい先生を設定したい」「きびきびした先生を設定したい」など、人それぞれの違った願いが出されて、おもしろいと思いました。グループで自由に話し合う中で、学校への願いをたくさん聞くことができ、子どもたちの願いを聴くことの大切さを改めて感じました。

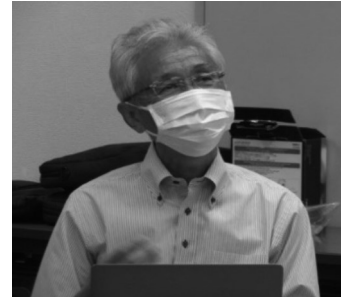
さて、このような子どもたちの自由なアイデアを、イラストレーターの方の山崎さんはどのように料理して22年度のクリアファイルをデザインしてくれるのでしょうか。とても楽しみです。

② ～校則について考えよう～ 教育改革シンポジウムの開催（10/9 土）

元世田谷区立桜丘中学校でさまざまな改革を行われた西郷先生を招き、「校則をなくした中学校～みんなが幸せな学校～」をテーマにして、講演会とシンポジウムを行いました。

8/20の緊急事態宣言発令により、当日はオンライン配信のみとなりました。企画の段階から中高生と共にシンポジウムの構成を考えていく予定でしたが、それもかなわず、当日のみの参加となったことは残念でした。しかし、積極的に発言してもらうことができました。

以下が、前半の講演会の内容です。



○桜丘中学校の最上位目標が「すべての生徒が3年間楽しく通える学校」であり、そのための方策としているいろいろなことをやってきた。校則なし、自由な服装、定期テストなし、宿題なし、音楽が自由にできる部屋、ドローン飛ばし放題、ポカリダンスに応募して準優勝など……

○教室に入りづらい子の60%は発達障害で、コミュニケーション障害、こだわりが強いなどのために叱られたり、空気が読めなかったりして自己肯定感が下がり、学校に行きたくなくなる。みんな個性があるのだから、画一的に押さえつける校則はない方がよい。みんな楽になる。

○前々回の指導要領改訂以後、不登校の子が増加している。でも、学校で好きなことができれば来るようになる。好きなことが心の支えになる。やりたいことを実現させる、探求心を起こさせる、成功体験を増やす・・・先生はそれを支援する。好きなことをみつけ、得意分野で生きるように支援したい。

○子どもたちに対して、①否定しない ②共感して話を聞く ③ふれあいを多くする ④能力でなく努力を誉める ⑤行動を抑制しないをこころがけてほしい。周りの環境が人間をつくる。

○子どもの権利条約にある「子どもにとって最善の利益を考え、子どもの声を聴く」ことを大切にしてほしい。しんどい子に注目し、コンフォートゾーンを広げてあげてほしい。

○自由とは信じること。自由は個性を出すことができるが、責任を持たなければならない。「みんなに合わせなければならない」という考えから、個性を出していいと分かったときに自分に自信がもてる。

後半は、次のお二人にも参加していただき、「子どもを信じる教育へ」と題してパネルディスカッションをおこないました。

- ・京都精華大学国際文化学部人文学科
教授 住友 剛 さん（写真左）
- ・神戸市立須磨北中学校
教諭 伊東久雄さん（写真右）



また、子どもたちの参加として、大学生のAさん、高校生のBさん、中学生のCさんとDさんに入ってもらいました。シンポジウムでの主な発言を紹介します。

○住友先生

西郷先生のとりくみは、違和感なく受け入れられる。精華大学の建学理念は「自由と自治」。自由の中でどう生きるか、自治とセットでなければならない。先生の安心は監視することだが、子どもたちを信頼して任せてしまうことが必要だろう。

○伊東先生

西郷先生が理念を具現化しているのがすごい。多様性を認めることと画一的な教育は矛盾している。外部人材とのコーディネートが大切。先生だけでは難しい。学校の中での大切なことを先生たちで共有して、子どもの安心感を作っていきたい。

○西郷先生

コロナで時数が減ったからと言っていくら補習しても効果は薄い。自分がやろうと思わないとだめ。先生も個性を出してほしい。暴力や大声の指導はだめだ。先生もどんどん失敗したらいい。先生も楽しくないと子どもが楽しんで学習できるわけがない。

○大学生 A さん

校則が子ども拒否になることがあった。平等を意識しすぎた校則の運用は意味がない。一人ひとりを見てほしい。教育の邪魔になる面もあるのではないかな。

○高校生 B さん

好きなことが毎日の支えになっている。みんな小さな楽しみのことを考えながらがんばっている。楽しみを見つける手伝いっていいな。個人が尊重される学校の存在を知って、これからのびのび意見を言っていきたいと思った。

○中学生 C さん

講演のお話は、委員の活動の中で生かせると思った。楽しい学校にしていきたい。校則が子どもを縛るものではない。

○中学生 D さん

学校で大声で怒鳴られることがある。そんなのがなくてもがんばれると分かった。みんなでとりくめるものはないか考えていきたい。



視聴者は100人を超えました。これまで問題点として意識されなかった、あるいは、声を上げられなかった「校則」について、いろいろな感想や意見をいただきましたので2つ紹介します。

・どうしても私たち教員は「指導しやすい」「楽な指導にするために」と教員目線になってしまうときがあります。学校とは何を目的とした場所なのか、何のために校則があるのかに立ち返りながら、子どもたちが主体的に考えていける環境を整えていくサポートを目標に教員としての資質を高めていきたいと改めて思いました。誰もが行きたくなる学校、誰もが過ごしやすい学校をめざして見直していきたいと思います。

・子どもが来なくなる学校にするにはという思いを原点にして、色々な試みをされていて驚き考えさせられました。信頼されているという思いが持てるからこそ、責任が生まれるんだなと思いました。パネルディスカッションでは、先生も楽しくなくちゃという言葉にはっとさせられました。今から生かしていこうと思います。

③子どもアンケートを以下の質問項目で実施（7～1月） ※子ども向け質問項目

1. 「子どもの権利」にかんすること

- ① 「変えてほしい」と思うきまり・やくそく・校則があれば、理由と一緒に教えてください。
- ② 「変えない方がいい」と思う学校のきまり・やくそく・校則があれば、理由も教えてください。
- ③ 「子どもの権利条約」には、子どもの権利や大人の義務などについてたくさん書かれています。下はその一部ですが、「もっと大事にしてほしい!」と思うものを選んでください。

[第2条 第3条 第12条 第16条 第23条 第31条] (条文省略)

2. みんなが安心してすごせる「未来の学校」をつくるために

- ① 子どもである自分たちでできそうなこと
- ② おうちの人や地域の人、先生たちと協力してできそうなこと

3. 他に伝えたいことがあれば、自由に書いてください

●回答数 子ども…18人 大人…110人

以下、子ども用アンケートより抜粋

1. 「子どもの権利」にかんすること

- ① 「変えてほしい」と思うきまり・やくそく・校則があれば、理由と一緒に教えてください。

- ・黙想 やらないと先生が怒鳴るから。
- ・例えば誰かが、何か問題おこした時、その人に理由があるのに、それを聞かずに一方的に怒られていること。
- ・髪型、ツーブロックは禁止。禁止の理由がわからない。
- ・涼しい制服にして欲しい。
- ・みんなでいっしょに、がんばろうとか、明るく、とかの強制。やりたくない人もいる。
- ・制服のリラックス選択可能にして欲しい。冬にスカート履くのは寒いから。
- ・LGBTQの生徒に対して配慮して欲しい。
- ・体育の時に白の靴下に履き替えないといけない事。これに関しては単純に意味がわからない。
- ・受け身の授業を無くして欲しい(先生が一方向的に教える授業スタイル)。生徒が主体的に議論したり問題を解き合ったりする方が、定着力が上がるから。

- ・制服登校。理由は、夏暑いし、着るのに時間がかかるから。
- ・授業の中で「好きな人とペアになって」というのをやめて欲しい。隣の子と普通に組ませて。
- ・休み時間に教室を出て外で遊ぶのを強制しないで欲しい。挙手を強要しないで欲しい。

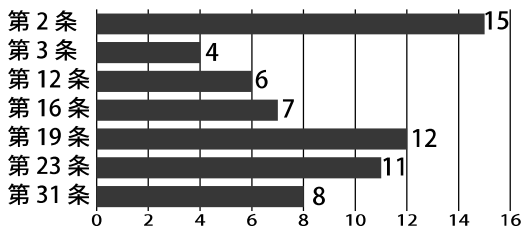
②変えないほうがいいと思う学校のきまり・やくそく・校則があれば、理由といっしょに教えてください。

- ・スマホ禁止
- ・廊下を走らない。ぶつかったりしたら自分も痛いし、保健室の先生にも迷惑がかかるから。
- ・挨拶に関すること。(習慣になる・挨拶をきっかけに喋れる)
- ・授業中は静かにする。(他の時間が騒がしいので、静かでほっとする)

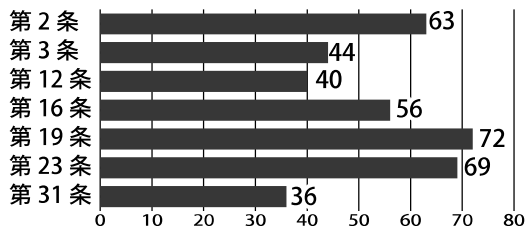
③下記の子どもの権利条約の中で、「もっと大事にした方がいいと思うものは何ですか？」

- 第2条 国のちがいや、男か女か、お金持ちであるかないか、などによって差別されない権利
 第3条 子どもにもっともよいことは何かを一番に考えなければいけない
 第12条 自分にかんけいのあることについて、自由に自分の意見を表す権利
 第16条 プライバシーが守られ、ほかの人からほこりを傷つけられない権利
 第19条 暴力をふるわれたり、ひどいあつかいをうけたりすることのないよう守られる権利
 第23条 心やからだに障がいがある子ども、自立できるよう、教育や訓練などをうける権利
 第31条 休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利

「もっと大事にした方がいいと思う条文 (子ども)」



「もっと大事にした方がいいと思う条文 (おとな)」



2. みんなが安心してすごせる「未来の学校」をつくるために

①子どもである自分たちでできそうなこと

- ・生徒によって態度を変える先生に指摘する。
- ・校則や約束を守る。
- ・思いやりが必要と考える。
- ・いじめをなくすこと、小さなことからなくしていきたい。
- ・みんながそれぞれ自分にできることをがんばること。
- ・自分が出来る事をみんなが一生懸命にやる。
- ・こどもの意見を聞いてもらうこと。
- ・学校をきれいに保つ。
- ・学校のきまりを守らない子が減ると良いな。
人それぞれだから子ども同士で注意するのは違うと思う。
- ・1人ばっちをなくす、見捨てない。



② 第22回子どもの権利条約具体化のための実践報告

加賀おやこ劇場

- 「コロナ禍」がこんなに長く続く事を想像できていませんでした。
- 21年度は徐々に収束し、私達の生活も徐々に元に戻り、おやこ劇場も21年度こそは、今まで通りの活動ができるのではないかと皆思っている計画していましたが、残念ながら収束しませんでした。その結果、さまざまな活動を変更せざる得ませんでした。
- でも20年度と違うのは、「感染症対策をしっかりと、できる活動を中止せず、できる形でできる限りやっていこう」ということでした。
- 子ども達がそういった活動を求めていることを、本人たちから、又保護者から伝わってきました。友達と泊りたい! 思いっきり走り回って遊びたい! 友達としゃべりたい! 等々。人は集団で他人と戯れながら育っていく。大人も他人と語り合うことで、悩みを解決していく。これらは人間が生きていく上でとても大事であることを、「コロナ禍」の中で改めて気が付くことができました。

感染症に負けないで遊ぼう ●4月18日(日) ●加賀アルプラザ大ホール

コロナがやっと少し収まってきたので、「小学生低学年から高校生大学生まで、進級お祝いとして、みんなで集まろう、そして遊ぼう」を計画しました。



新高校生歓迎会 ●5月1日(土) ●加賀市交流プラザさくら会議室



これからリーダーとして一緒に活動していく高校生たちの集まり、22年度1年間の計画を話し合いました。

8月	高学年キャンプ
10月	げきしょう祭りに参加
1月	ウィンターキャンプ
3月	いらずの森
3月	ありがとう会

※その都度前持って集まり計画をたてチラシを作成する。状況によっては、Zoom 会議で対応する。

リベンジキャンプ ● 8月9日(月・祝) ● 加賀市東地区荒谷町



8月7日～8日でテントを張って宿泊するキャンプを計画していましたが、感染が収まらず、子ども達とおとなが話し合いを重ね、宿泊を断念して日帰りキャンプにすることにしました。

子ども達は、久しぶりに1日中、自然の中で異年齢全員で鬼ごっこをしたり、川遊びをしたりと思いきり遊び、とても喜んでいました。



アンケートより

※中高生で仲良くなれてよかった。(高校生)

※コロナになってから、自然と触れることが減ったから、自然を体験できたのが良かったと思いました。(おとな)

※久しぶりに身体をいっぱい動かせて、すごく楽しかった。(5年生)



ハロウィンウォーク ● 10月31日(月) ● 加賀市古九谷の杜公園

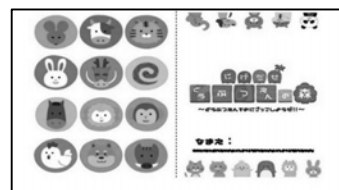
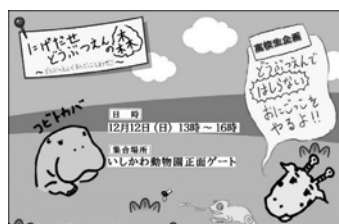
毎年この時期に屋内でやっている「げきじょう祭り」が、「コロナ禍」では感染リスクを考えると難しいとなり、その代わりに外で、「ハロウィンウォーク」をしようということになりました。9月から集まって準備をしてきました。扮装して集まった親子が、公園内で子ども達が用意しているさまざまなゲームをしながらスタンプを集め公園を1周ウォークします。最後に全員で踊って終わりです。さまざまな扮装があって、とても盛り上がりました。



にげだせどうぶつえんの森 ● 12月12日(日) ● いしかわ動物園

感染症がちょうど収まってきたので今なら何か活動できるのではないかと何度か集まり話し合いを重ね、地元にあるいしかわ動物園での「走らないおにごっこ」をすることにしました。

動物園内で高校生・大学生がサンタ帽を被って隠れていて、子どもに捕まったら1問動物問題を出します。正解だったらカードにハンコをおしてあげます。子ども達は集めたハンコの数で景品をもらえるというゲームです。いつもいろいろおもしろいゲームを考えると感心してしまいます。これならあまり接触もしないし感染のリスクが少ないという中で決まりました。最近は何をおいても感染リスクを考えるといけないので大変です。あいにくの雨にも関わらず80人近くの参加があり、こういった事を皆求めているんだと思いました。



アンケート

- ※とっても楽しかったです。クイズに答えたりするのが楽しかったです。(小4年生)
- ※いろんな動物を見て、いろいろなクイズを答えて勉強になりました。(小5年生)
- ※天候は残念でしたが、子ども達は特に上のふたりはスタンプもらうのに、必死に走り回っていました。(おとな)
- ※冬の動物園は初めてでした。クイズが以外に難しく勉強になりました。(小5年生)
- ※友達と動物園を回るのがすごく楽しかった。サンタを探すのに一生懸命で動物はあまり見れなかった。久しぶりの動物園は楽しかった。(小4年生)

ウィンターキャンプ ● 2022年1月8日~9日 ● 小松市里山自然学校大杉みどりの里

年をまたいでオミクロンという新型ウィルスがニュースにあがってきました。

宿泊にするか20年度のように日帰りにするか、何回も話し合いました。宿泊施設での対応や注意事項も聞き、子ども達を規制することはたくさんできますが、宿泊することに決めました。

お風呂は時間制限・人数制限、食事は黙食、各自の部屋でもマスク着用、10時就寝後は部屋からでないなどいろいろ子ども達に規制をかけることになりましたが、どの子もしっかり約束を守り何事

午前中は全員で遊んだり、ゲームをしたりして、お互いの関係作りをしていきます。



何を表現しているのか?班ごとにオリンピック競技を表現し、あててもらおう。



「劇場」という題で班ごとに作品を作成

材料は段ボール・牛乳パック・空き缶・古着・CD ヤクルトなどの廃材中心



「劇場」というテーマで作成した作品を、それぞれの班が順番に紹介していきました。

劇場の友情

劇場の四季



劇場の春花見



劇場の架け橋



劇場のシンボルマーク

短時間でゼロからよくここまで完成させたと、おとなはびっくりでした。



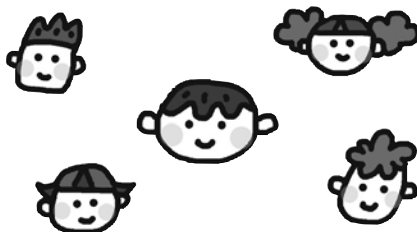
21年度中学校・高校を卒業する子ども達への感謝の会「ありがとう～これからもよろしくね会」は中学生が準備し、卒業生がこれからの抱負などを発表しました。

21年度は、会場を借りるのも、人数制限があり大変な時も多々ありましたが、子ども達が活動を止めないようにと「動物園での走らないおにごっこ」など今できる案をいろいろ出しあってきました。こういった新たな活動を考え出す子ども達の力には感心してしまいます。

劇を作る、ダンスを作るという従来のいらずの森を経験できないうちに中学生から高校生に進級してしまった子ども達が、いきなりリーダーになってしまいます。いろいろな経験を通して成長していくのですが、「コロナ禍」ではこういったことがたくさんあると思います。けなげに気を配りながら生活している子ども達を見ていて、早く日常に戻ることを願わずにはられません。

《プログラム》

- ・開会のあいさつ
- ・中2タイム (ゲーム)
- ・並んでみよう♪
- ・Word ウルフ
- ・高校生タイム (ゲーム)
- ・キャット&チョコレート
- ・スライドショー
- ・プレゼント贈呈
- ・集合写真撮影
- ・閉会のあいさつ





③ 千葉県里親会と大学生の共同デイキャンプ2021 里親子を地域とつなぐ活動

東洋大学社会学部社会福祉学科森田明美ゼミ

開催までの経過

里親制度は日本の社会的養育の中心的な役割を担う制度とされているが、里親は、都道府県の児童相談所を通じて知事が認定し、サポートも行われる。そのため、基礎自治体の関係者とはあまりつながっておらず、地域での里親子の暮らしは地域での支援やさまざまな団体とつながりは弱い。実親子でも困ったことがたびたびおきる現代において、何か困ったことが起きると児童相談所に相談するしかないとなると里親になることはとても孤立度が高く、そのことをやってみようとする人は簡単には現れない。

もっと近所の人たちと一緒に子育てができるような気楽な関係ができるといいねと考え、学生たちと一緒に地域の人たちも関わる機会を作ろうということで始めたデイキャンプである。数年前に子どもの人権連の活動助成をいただいたこともある。この活動は、当初森田先生と先輩たちのNPOの冒険遊び場活動の一環として、千葉県八千代市で始められた里親子と遊ぶ活動を市川市の青少年キャンプ場で引き継いだものである。

学生が半年かけて事前に里親子と打ち合わせをしながら準備した企画にたいして、里親子が千葉県下から集まり、1日子どもたちが学生や市民の人と一緒に楽しく遊び、その脇で里親たちが日ごろの悩みを里親同士で話し合う機会を作ることが目的である。これまで毎年春に1回の交流を15年くらい続けてきた。

2020年度からは、「コロナ禍」でのとりくみになった。そこで、それまでのカレー作りを取りやめ、おにぎりやサンドイッチなどを購入して、また三密を避けるために、キャンプ場のひろばや森を使って、厳しくコロナ対策をしての活動をした。感染症対応として開催時期も学生の活動許可を得られる時期や方法をたびたび大学や、里親会と調整をしながら、開催時期や方法を探り、なんとか「コロナ禍」のなかでも実施してきた。2021年度も11月3日に奇跡的に罹患者数が減少し、なんとか対面で実施することができた。

開催日程：2021年11月3日（祝日水曜日）

開催場所：船橋市立青少年キャンプ場 千葉県船橋県民の森

参加者：千葉県在住里親子家庭と関係者（43人）、東洋大学社会学部社会福祉学科森田ゼミの学生とボランティア学生（51人）、森田研究室の関係者（8人）、船橋市関係者（3人）
105人

活動：〈ウォークラリー〉

学生と子どもがペアになり、キャンプ場内を歩きながら、ポイント地点でじゃんけんやなぞなぞ、キャラクター当てクイズなどのゲームを一緒に行った。

〈自由時間〉

学生と子どもがペアになり、鬼ごっこやかくれんぼ、ボール遊び等で各ペア自由に時間を過ごした。

当日前活動：9月実施船橋青少年キャンプ場申込み

10月3日(日)11:00～15:00

当日の活動場所である「船橋市立青少年キャンプ場」の下見と図面の確認など・森田ゼミ4年生3人

10月13日事前準備:遊具、備品などの借用など

10月20日12:20～12:50

森田ゼミの学生と大学内で募った一般の学生ボランティアが今回の活動には参加している。私たち学生たちは一般学生を対象に事前学習会を実施し、里親子制度についてや、里親の元で育つ子どもたちの特徴、子どもたちとどう接するべきかについて、里親や、支援者の講義を通して学んだ。また、当日のタイムスケジュール、注意事項の確認を行った。

10月27日備品購入、食品購入や注文などの準備

〈当日活動〉 タイムスケジュール

時間	活動内容
8:00	〈ゼミ生・本学学生〉大学集合(東洋大学6号館前)
8:15	〈ゼミ生・本学学生〉大学出発
9:30	〈ゼミ生・本学学生〉キャンプ場着、その後準備開始
10:00	〈ゼミ生〉受付開始 〈里親子〉キャンプ場着
11:00	開会式(自己紹介など)
	〈ゼミ生・本学学生・里親子〉お話や遊び
12:00	昼食
12:30	〈ゼミ生・本学学生・里親子〉お話や遊び、ゲーム
14:15	閉会式〈里親子〉解散
	〈ゼミ生・本学学生〉片付け
15:00	〈ゼミ生・本学学生〉キャンプ場出発
16:30	〈ゼミ生・本学学生〉東洋大学白山着、荷下ろし解散
20:00	かたづけ、洗濯

11月3日水曜日。この日は天気が良く、秋晴れの下でのデイキャンプ開催となりました。また、当初7月に開催予定だったデイキャンプは、コロナウィルスの感染者増加により延期となってしまいました。しかし、幸運にも秋に入ると感染者が激減しました。感染症対策に気を抜くことは出来ませんでした。当日は安心して里親子さんたちとの交流を楽しむことが出来ました。

朝8時。東洋大学に集合した学生とボランティア学生は初めての顔合わせとなり、緊張しつつもワクワクしている様子でした。そんな雰囲気の中バスに乗りこみ、1日はスタートしました。当初は9

時 30 分にキャンプ場に到着予定でしたが、出発が遅れたことや道の混雑により、大幅に予定がずれて 10 時過ぎにキャンプ場に到着となり大急ぎでの準備となってしまいました。バスが到着するまでの間、付近に住む現地集合の学生たちが臨機応変に里親子さんたちの受付や道案内を対応してくれました。

午前 11 時。お昼の買い出しや準備、学生と子どもの顔合わせ（子ども 1 人・大学生 3 人のペア）が終わり開会式です。開会式では、ワクワクし心躍らせている表情の子どもや少し不安そうな表情をしている子どもがいました。注意事項の説明、森田先生や里親の会の代表者の方からはじまりの挨拶があり、その後にウォークラリーがスタートしました。

デイキャンプ企画として新型コロナウイルス感染症の影響により昨年と同様に、例年実施していたカレー作りは出来ませんでした。しかし、三密を避け、消毒を頻繁に行いながら森の中にあるキャンプ場内にあるポイント地点を学生と子どもがペアとなり歩きまわり、じゃんけんやなぞなぞゲーム、キャラクター当てクイズにとりくみ、おにぎりや果物、お菓子を獲得していく形で食事の準備をすることが出来ました。ウォークラリー中は、ゲームに勝つことが出来て嬉しそうな表情をする子やゲームに負け続けながらも「もう一回!」と再度挑戦する子などさまざまな子どもたちの表情を見ることが出来、学生たちも一緒にゲームを楽しむことが出来ました。

昼食では、ウォークラリーで獲得することが出来たおにぎりや果物、お菓子を子どもたちが美味しく食べている様子を見ることが出来ました。学生も普段生活する中では関わることのない里親子さんたちとの会話や青空の下での昼食を楽しみました。子どもたちの中には数分で昼食を食べ終えて、おにぎりや果物が入っていた段ボールを置いて秘密基地を作り始める子たちもいました。子どもたちだからこそ柔軟な発想に、学生や大人たちは驚くばかりでした。

午後は、おにごっこやかくれんぼ、ボール遊びなどで午前中にウォークラリーを一緒に行ったペアの子の意向に沿って各ペア自由に時間を過ごしました。

午後 2 時、閉会式です。午前の開会式ではどこか不安げな表情をしている子どももいましたが、閉会式はみな表情が明るく満足げな表情をしていました。また、鬼ごっこやボール遊びなど子どもたちの体力に少し疲れた表情をしながらも「来て良かった」と感じられるような生き生きとした表情をする学生や子どもと仲良く手を繋ぐ学生、子どもを抱っこしている学生の姿も見ることが出来ました。里親の会の代表者の方から感謝のお言葉をいただき、その後森田先生から感想や締め言葉のいただき、最後に全体の集合写真をとり解散となりました。



〈里親さんの感想〉

- ・子どもが元気に遊ぶ姿を見ることが出来たため、親は安心して過ごすことが出来ました。子どもたちが学生と遊んでいる間にコロナの影響でなかなか会うことの出来なかった里親のみなさんとお話などの交流をすることが出来てよかったです。子どもたちが横にいると話せないこともあるので感謝です。
- ・感染症の影響で1か月の先の見通しが立たない中、イベントを準備開催して下さりありがとうございました。楽しい時間を子どもも親も過ごすことが出来て、本当に感謝しています。来年もよろしくお願いします。
- ・子どもが大学生と他の子どもと遊ぶ様子を見て、親の方が子どもの気づかなかった成長を見ることが出来てよかったです。いつまでも「小さい子扱い」してはいけないと気付かされました。

〈子どもたちの感想〉

- ・だいすき！ ・またあそぼうね
- ・うおーくらりーがおもしろかった。おかしがいっぱいもらえてよかった。バレーボールが楽しかったよ、どんぐりひろいがおもしろかったです、サンドイッチが美味しかったよ。
- ・いろいろなあそびをいっぱいできて、とてもめちゃうかおもしろかったのでもたいたいです。

〈学生の感想〉

- ・子どもに楽しんでもらえて、自分も楽しむことが出来てとても良かった。初めて里親子と触れ合ってみて、里親子がどんな関係性を築いているのか、想像ではなく実際に見て知ることが出来た。
- ・このボランティアを通して、里親子の暖かな関係性を通して知ることが出来、このような家庭的養育がもっと増えればいいと感じた。
- ・「普通」に育てようと努力している里親の皆さんや里親との信頼関係を築いて「普通」にはしゃいだり笑ったりする里子の姿を見て、子どもを育てる環境づくりを本気で行っているおとなはたくさんいると実感した。また、この子達が幸せに育っていくために、自分は何ができるだろうと考えた。

〈学生の反省〉

- ・ジュースが選べなかった。
- ・問題難しかった。
- ・小さい子どもに対してキャラクター当てクイズ難しかった。
- ・食べ物の配り方がスムーズじゃなかった。
- ・消毒のタイミングを紙にも記入し伝えておくべきだった。
- ・机がたりなかった。
- ・係の中での情報交換できてなかった。
- ・ガムテープの名前を書いて受付で子どもに貼るのはペアの学生のほうが良かった。
- ・途中で子どもが帰った時の対応、増えた時の対応を考えておくべきだった。
- ・当日10ヶ月の赤ちゃんがいたが、対応する学生がいなかった。乳児を子守りできる学生もあらかじめ決めておくべきだった。

Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2022.11~2023.1)

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

筆者が日々 Facebook にアップしている投稿のなかから、子どもの権利をめぐる国際的動向についての主なニュースを紹介していきます（一部、日本国内の動きについても取り上げます）。各項目の末尾に関連の投稿の日付を掲載していますので、詳しい情報は各投稿をご参照ください（11月～12月の日付は2022年、1月～2月の日付は2023年のものです）。筆者のアカウント名は Yuji Hirano (yujihirano.arc) です。

【2022年11月】

■英国で「若者議会」が開催される

民間団体の英国若者評議会が運営する「若者議会」が、11月4日、英国議会の庶民院（下院）議場で開催された。2年おきに地域ごとに選出される11～18歳の子ども・若者から構成されるもので、英国の子どもたちが直面するさまざまな問題について話し合い、政府への提言などを行なっている。今回は英国海外領土の代表を含む約250人のメンバーが集まり、とくにメンタルヘルスを含む健康関連の問題について議論した。（12月31日投稿）

■国連総会、11月18日を子どもの性的搾取・虐待・暴力の防止等に関する世界デーに指定

国連総会が、毎年11月18日を「子どもの性的搾取・虐待・暴力の防止およびこれらの行為からの癒しのための世界デー」と定める決議を無投票で採択（11月7日）。ナイジェリアとシオラレオネが提案したもの。第1回世界デーにあたる11月18日には、子どもの売買および性的搾取に関する特別報告者などの国連人権専門家が共同声明を発表し、「子どもをケアし、保護し、その生活を支援するはずの個人、施設および機関が時としてこのような暴力を固定化させていること」に特段の懸

念が表明するなどしている。（11月12日・11月30日投稿）

■国連人権専門家、アフリカ系の子どものための差別に対して警鐘を鳴らす

国連人権理事会によって設けられた「アフリカ系の人々に関する専門家作業部会」が国連総会でプレゼンテーションを行ない、8月に提出した報告書を踏まえ、アフリカ系の子どもの世界中で差別の対象とされている現状に警鐘を鳴らした（11月8日）。国連機関その他の関係機関に対しても、▽悲惨な状況に置かれたアフリカ（系）の子どもの写真をマーケティングやファンレイジングのために用いるのをやめること、▽「アフリカ系の子どもの貧困」ではないことに留意し、ネガティブなステレオタイプに対処することなどを促している。（12月1日投稿）

■国連・子どもの権利委員会、気候変動と子どもの権利に関する一般的意見についての意見募集を開始

国連・子どもの権利委員会が、一般的意見26号（とくに気候変動に焦点を当てた子どもの権利と環境）の第1次草案とそのチャイルドフレンドリー版を公表し、意見募集／第2次協議を

開始（11月15日）。2022年3月末から6月末にかけて実施された第1次協議に寄せられた103か国・7,416人の子どもたちの声も踏まえたもの。意見の提出期限は2023年2月15日。（11月15日・1月2日投稿）

■ウズベキスタンで幼児教育・保育世界会議が開催される

11月14日から16日にかけて、ユネスコ（国連教育科学文化機関）の主催によりウズベキスタンの首都タシュケントで幼児教育・保育世界会議（乳幼児期ケア・教育に関する世界会議）が開催され、世界各国の代表および関連団体の専門家など約2,500人が参加。最終日に採択された「乳幼児期ケア・教育の変革のためのタシュケント宣言および行動コミットメント」では、▽すべての子どもを対象として公平・包摂的・良質な乳幼児期ケア・教育を確保すること、▽少なくとも1年間の良質な就学前教育を権利として（無償かつ義務的なものとして）保障するとともに、このような就学前教育を国際法上の権利として定める可能性についても検討することなどが呼びかけられている。（11月8日投稿）

■ウェールズ（英国）の子どもコミッショナー、子どもの「生活費危機」に関する原所を発表

ウェールズの子どもコミッショナーが、11月16日、ロシア・ウクライナ戦争などを背景とする子どもの「生活費危機」に関する新たな分析結果を発表。オンラインアンケートに寄せられた、子ども7,873人・親876人の回答を踏まえたもの。▽子ども（7～11歳）の45%・若者（12～18歳）の26%が、十分に食べられるかどうかについて不

安を持っていること、▽子どものほぼ3分の2（61%）・若者の過半数（52%）が、必要な物事のためのお金が家にあるかどうか不安を持っていること、▽親の多くも子どもに関わる金銭的不安を抱えていることなどの実態を明らかにし、英国政府・ウェールズ政府による対応を促した。（11月28日投稿）

■国連・子どもの権利委員会とIPU（列国議会同盟）が共同声明を発表

11月20日の「世界子どもの日」を前に、国連・子どもの権利委員会とIPU（列国議会同盟）が「子どもの権利条約とその選択議定書の実施における議会の役割についての共同声明」を発表（11月17日ごろ）。条約・選択議定書で定められた権利の保障のために議会が果たす役割の重要性を強調し、▽委員会に対する報告プロセスへの議会の関与を強化すること、▽議会として、子どもの権利を保障する包括的立法の採択、関連の法律・政策の実施のモニタリング、予算策定などの分野で役割を果たしていくこと、▽議会の活動への子ども参加を促進するための手段やしくみを発展させることなどを呼びかけた。（11月19日投稿）

■台湾、国連・子どもの権利条約に関する第2回独自審査を実施

中国との関係で国連・子どもの権利委員会による審査を受けることのできない台湾で、2017年に続き2回目の「独自審査」が行なわれた（11月14～18日）。2014年に制定した「子どもの権利条約実施法」に基づき、国外から5人の専門家を招いて行なうもの。最終日（18日）に採択された「総括所見」では、学業によるストレスや子どもの自殺の問題など、日本とも共通する問

題が多く取り上げられている。(11月21日投稿)

■ユニセフ、子どもに対する差別が世界中で蔓延していることを示す報告書を発表

世界子どもの日(11月20日)に先立ち、ユニセフ(国連児童基金)が新たな報告書を発表(11月18日)。マイノリティの子どもが教育、保健、出生登録、司法制度へのアクセスなどの面で依然として多くの差別に直面している現状を明らかにして各国に対応を促した。比較的最近になって差別禁止法を制定・改正した国の例として、南アフリカ、チリ、ブラジル、英国、コンゴ共和国が挙げられている。(12月1日投稿)

■アムネスティ、デモに参加した子どもの逮捕・訴追を中止するよう政府に要求

国際NGOのアムネスティ・インターナショナルが、大規模デモに参加した多数の子どもが逮捕・訴追されていることに抗議する声明を発表(11月18日)。2020年以降、18歳未満のデモ参加者283人(推定)がさまざまな容疑で訴追され、このうち200件近くが現在も係争中とされる。アムネスティは、法令に違反して行なわれた訴追の取り下げ・中止を求めるとともに、子どもたちが抗議する権利を促進するための積極策をとるよう促した。(12月19日投稿)

■スコットランド政府、子どもの権利に関する「立場声明」を発表

2023年5月に行なわれる予定の国連・子どもの権利委員会による英国の報告書審査との関連で、スコットラン

ド政府が「スコットランドで子どもの権利を根づかせる：スコットランドの立場声明(Position Statement)」と題する報告書を発表(11月18日)。英国政府が委員会に提出する公式文書には含まれておらず、正式な報告プロセスの一環に位置づけられるものでもないものの、委員会が英国政府に送付した報告前質問事項を踏まえた内容になっている。スコットランド政府が毎年この時期に発表している、子どもの権利関連施策の進捗状況についての年次報告書に代わるものとしても位置づけられている。子どもの意見表明・参加との関連では、周産期・乳幼児期メンタルヘルスサービスについて検討する審議会のなかに「乳幼児の声サブグループ」を設置し、幼い子どもの意見表明・参加のあり方を模索しようとしていることなどを報告。(2月25日投稿)

■COP27参加国、気候変動への対応で子ども・若者が果たす重要な役割を公式に認知

11月6日から20日にかけてエジプトで開催されたCOP27(国連気候変動枠組条約第27回締約国会議)で、参加国が「シャルム・エル・シェイク実施計画」を採択。「気候変動への対処および対応における変革の担い手としての子ども・若者の役割を認識」するとともに、▽「気候政策および気候行動の立案・実施プロセスに子ども・若者を包摂する」こと、▽「自国の代表団に若者の代表および交渉担当者を含めることを適宜検討する」ことを奨励した(実施計画パラ55)。「変革の担い手」としての子ども・若者の役割がCOPで正式に認められたのはこれが初めて。「気候エンパワーメント行動のためのグラスゴー作業計画に基づく

行動計画」でも、「すべてのレベルにおける気候行動に若者を意味のある形で包摂し、かつこれらの行動に関して若者と意味のある形で連携するとともに、とくに子ども……の、気候行動への包摂的参加を促進すること」が促されている。(12月16日投稿)

■ニュージーランド最高裁、現行の投票年齢（18歳）を年齢差別と認定

ニュージーランド最高裁判所が、選挙における投票年齢を18歳と定めた選挙法の規定について、16歳以上の若者に対する差別であると認定（11月21日）、原告は「Make It 16」（16歳にしる）という若者団体で、若者世代に不均衡な影響を及ぼす気候危機のような問題に関して選挙で自分たちの意思を表明できないのは不当だとして、投票年齢を16歳に引き下げよう訴えていた。最高裁は、ニュージーランド権利章典法（1990年）と人権法（1993年）では16歳以上の者に対する年齢差別が禁じられていることから、18歳という投票年齢の設定はこれらの規定との整合性を欠くと判断したものだ。ただし、他に正当な事由があれば18歳という年齢設定を維持する可能性も残されていることから、16歳への引き下げが早期に実現されるかどうかは定かでない。(11月21日投稿)

■「女性に対する暴力撤廃の国際デー」に国連人権専門家等が声明を発表

11月25日の「女性に対する暴力撤廃の国際デー」にあたり、女性と少女に対する暴力に関する特別報告者をはじめとする多数の国連人権専門家と2つの人権条約機関（女性差別撤廃委員会・子どもの権利委員会）が、「女性と少女に対する暴力を終わらせること

こそ、世界的危機への対処と繁栄の達成の鍵」と題する共同声明を発表（11月24日付）。▽「ジェンダー平等を後退させようとするかなり組織化された国際的動きが激しくなっていること」、▽「女性と少女が尊厳のある、安全な、暴力のない生活を送るのを妨げる脅威が増加していること」、▽とくに女性・少女の「身体的自律性およびセクシュアル／リプロダクティブヘルスに関わる権利へのアクセスに対する苛烈な攻撃」が増加していることなどについて深刻な懸念を表明した。また、「とくに監護事件の扱いにおける、女性に対する暴力と子どもに対する暴力との関連性」を認識することも各国に促している。(11月30日投稿)

■OECD、ウクライナから避難してきた生徒の社会的・情緒的ウェルビーイングに関する報告書を発表

OECD（経済協力開発機構）が、ウクライナから避難して受入れ国の教育機関に通っている子ども・若者の社会的・情緒的ウェルビーイングに関する報告書を発表（11月25日）。これらの子ども・若者の多くはストレスやトラウマになるような経験をしたと推測できるが、その長期的影響は受入れ国における心理社会的支援次第で深刻にも軽度にもなり得るとして、この点に関して学校が果たし得る役割を重視するよう加盟国に提言している。(2月23日投稿)

■英国各地域の子どもコミッショナー、国連・子どもの権利委員会に報告書を提出

2023年5月に行なわれる予定の国連・子どもの権利委員会による英国の報告書審査に向けて、北アイルランド・

スコットランド・ウェールズに設置されている子どもコミッショナーが、政府とは独立の立場から委員会に共同報告書を提出（11月30日発表）。委員会による報告前質問事項に対する英国政府の文書回答（＝締約国報告書）を踏まえたもの。前回の審査（2016年）以降いくつかの分野で進展が見られたものの、依然として数多くの課題が残されていることを指摘し、とくに子どもの貧困やメンタルヘルスの問題に焦点を当てている。あわせて、子どもたちの声を豊富に引用した報告書『あなたたちの決定—私たちの生活、私たちの権利、私たちの意見！』も提出された。なお、これまで他の3つのコミッショナーと共同歩調をとってきたイングランドの子どもコミッショナーは、今回は独自に報告書を提出している（12月1日発表）。また、2019年の法律に基づいて新たに設置されたジャージー（王室属領）の子どもコミッショナーも別途報告書を提出し、2月にジュネーブで開催された委員会の会期前作業部会にも子ども2人とともに参加している。（2月18日・19日投稿）

【2022年12月】

■イングランド（英国）の団体、社会的養護改革に関する当事者の意見を発表

英国の代表的な子どもアドボカシー団体であるNYAS（National Youth Advocacy Service）とCoram Voice（コーラムボイス）が、現在イングランドで進行中の社会的養護改革に関する（元）当事者の意見を調査した結果を発表（12月1日）。2022年5月に発表された独立レビューの報告書で行なわれている勧告のうち、とくに▽子どもアドボカシー、▽独立訪問者（養護

を受けている／受けていた子ども・若者と時間を過ごすボランティア）、▽差別禁止事由（保護属性）に養護経験を含めることの是非について、養護を経験している／していた83人の子ども・若者（8～25歳）の意見を求めたもの。回答者の約3分の1が子どもアドボカイトの選任方法を知らず、独立訪問者についてもほぼ半数が利用方法を知らない（約3分の1は聞いたこともない）など、制度が十分に知られていないことが明らかになった。報告書では、これらのサービスのあり方を子ども・若者とともに見直すことなどを提言。（12月5日投稿）

■国連・独立国際調査委員会、ウクライナで依然として続く子どもの権利侵害に憂慮を表明

国連人権委員会によって任命された「ウクライナに関する独立国際調査委員会」が、ウクライナの現地調査結果を踏まえて12月2日に首都キーウで開いた会見で、ロシアによる侵略戦争が子どもたちに「複合的」影響を及ぼしていると強調。子どもに対する身体的暴力などの事案が複数起きていることに加え、▽軍事作戦地帯において学校が破壊・解体されたため教育に物理的にアクセスできなくなっていること、▽エネルギー系への攻撃によりオンライン教育システムの有効性も損なわれていることなどを明らかにした。ユニセフも12月14日に声明を発表し、ウクライナにいる700万人近くのこどものほぼ全員が、電気・暖房・水を持続的に利用することができないため厳冬下で危険にさらされていると警鐘を鳴らしている。（12月20日投稿）

■国連人権専門家、武力紛争における障害児の保護・支援の必要性を強調

12月3日の国際障害者デーにあたって3人の国連人権専門家（障害のある人の権利に関する特別報告者／国連・障害者権利委員会委員長／子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表）が共同声明を発表し、武力紛争下の障害者（とくに障害児）を保護・支援するための対応をとるよう各国に要請（12月2日付）。特定の国への言及はないものの、ロシアーウクライナ戦争も念頭に置いたものと考えられる。（12月5日投稿）

■韓国国家人権委員会、昼食時間に休憩する権利を高校生に保障するよう勧告

韓国国家人権委員会（人権委）が、12月6日、昼食時間に教室で3年生の生徒に英語のリスニングをさせている2つの高校に対し、このような行為をやめるよう勧告。高校側は、昼食時間の英語のリスニングは任意であって強制はしていないなどと主張したものの、人権委は、▽学校の方針にしたがい、3年生は全員、昼食後に教室に入って着席しなければならないこと、▽担任教師が見守っているなか、リスニングまたは個別自習に参加せずに休憩をとるのは事実上困難であることなどを指摘し、学校側の主張を退けた。そのうえで、生徒が学校でまとまった休憩をとることができる時間は昼休みしかなく、その時間に教室への滞在を義務づけて英語のリスニングまたは個別自習をさせるのは、憲法第10条の幸福追求権から派生する学生の休憩権を侵害するものであるとして、こうした慣行の廃止を求めている。（12月25日投稿）

■韓国国家人権委員会、中学生に対する過度な「生徒生活規定」の改正を勧告

韓国国家人権委員会（人権委）が、中学校に対し、生徒の行動を過度に制限する「生徒生活規定」の改正を勧告（12月6日）。申立人の中学生は、(1) 学校長の許可なく集会・結社に参加することを禁止し、これに違反した場合には罰点が科されること、(2) 携帯電話と投稿時に強制的に預けさせられ、下校時まで返却されないこと、(3) 「登下校の際には必ず制服を着用しなければならない」と定められており、違反した場合には罰点が科されることについて権利侵害を申し立てていた。人権委はいずれについても生徒の自由や自己決定権を過度に侵害するものであるとして、当該中学校に対し、生徒の基本権を過度に制限しない範囲で「生徒生活規定」を改正するよう促した。（12月26日投稿）

■国連、「包括的差別禁止法」策定のためのガイドを刊行

12月10日の世界人権デーを前に、OHCHR（国連人権高等弁務官事務所）が、全235ページからなる『マイノリティの権利を守る——包括的差別禁止法策定実践ガイド』を刊行（12月6日付で発表）。これを受けて、マイノリティ問題に関する特別報告者をはじめとする多数の国連人権専門家と2つの人権条約機関（子どもの権利委員会・強制失踪委員会）が、このガイドを活用しながら包括的な差別禁止法制を発展させるよう各国に求める共同声明を発表した（12月7日付）。来年12月10日が世界人権宣言（1948年）採択75年の節目であることも踏まえ、包括

的な差別禁止法をまだ制定していない国に対しては、この1年間、今回のガイドも活用しながら差別禁止法の制定に優先的に取り組むことなどを要請。(12月8日投稿)

■ユニセフ事務局長と国連・子どもの権利委員会委員長が共同声明を発表

12月10日の世界人権デーを前に、ユニセフのキャサリン・ラッセル事務局長と国連・子どもの権利委員会の大谷美紀子委員長が共同声明を発表(12月8日付)。子どもの権利条約およびその3つの選択議定書が「すべての子どものエンパワーメント、発達および保護のための最低基準」であることを強調し、各国にいつそうの対応を促した。(10月13日付投稿コメント欄)

■国連の人権専門家や調整官、パレスチナでの子どもの死傷事件について憂慮を表明

被占領パレスチナ地域の人権状況に関する特別報告者をはじめとする3人の国連人権専門家が共同声明を発表し、イスラエル部隊による西岸地区での暴力が2022年に記録的水準に達したことに憂慮を表明(12月15日)。トール・ウェネスランド国連中東和平プロセス特別調整官も、12月19日に行なった国連安全保障理事会への報告で、今年は同地域における暴力の水準がいつそう激化し、パレスチナ人の子ども44人とイスラエル人の子ども1人が命を失ったことなどを報告した。(12月22日投稿)

■スイスで体罰全面禁止のための法改正について合意が成立

国連・子どもの権利委員会の副委員長であるフィリップ・D・ジャフェ委

員(スイス)が、子どもの体罰の禁止に関する規定を民法に設けることについてスイス連邦議会が合意したとツイッターで報告(12月15日)。政府・議会とも法改正の必要はないという姿勢を維持してきたものの、防止・意識啓発のための取り組みは必要であり、そのためには暴力を用いない教育(子育て)に関する規定を民法に導入することも「有用」であるとの判断に至った。今後、規定の内容や文言について協議が進められる。(1月4日投稿)

■国連・子どもの権利委員会、抗議デモに参加する子どもなどの権利保護をペルーに要求

ペドロ・カスティジョ前大統領の罷免・逮捕に対する抗議が広がるなか、デモに参加した子どもの死傷事件も発生しているペルーに関して、国連・子どもの権利委員会が事態を憂慮する声明を発表(12月16日)。▽デモに参加する子どもの表現・結社・平和的集会の自由に対する権利を尊重・確保すること、▽平和的集会に対するいかなる実力行使も、法律適合性、必要性、比例性および予防措置に関する基本的原則を遵守して行なわれるようにすること、▽子どもの死傷事件について徹底的な、迅速なかつ独立の立場からの調査を実施すること、▽教育や基礎的保健サービスを中断することなく保障することなどを政府に求めた。(12月19日投稿)

■ヒューマン・ライツ・ウォッチ、子どもたちにとっての2022年の前進を振り返る

国際NGO「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」で子どもの権利を担当するジョー・ベッカー氏が、2022年に起

きた、子どもたちにとって前向きな10の出来事を紹介(12月20日)。▽ザンビアとモーリシャスの法改正により、子どもの体罰を全面的に禁止した国が65か国になったこと、▽世界トランスジェンダー・ヘルス専門家協会(WPATH)が、インターセックスの子どもに対する医学的に不必要でしばしば有害となる手術を、本人が自ら同意できるようになるまで実施しないよう勧告したこと、▽ポーランドの大統領が、学生などによる抗議を受け、学校における包括的セクシュアリティ教育・反差別教育へのアクセスを制限する法案に拒否権を行使すると表明したこと、▽ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、日本、パキスタン、米国などで一部の政府／企業がオンライン学習用製品から監視・追跡機能を削除したことなどを挙げた。(1月6日投稿)

■ウェールズ(英国)の裁判所、性教育を必須とした新カリキュラムに対する親の異議申し立てを棄却

3歳以上の子どもを対象とする「関係性・セクシュアリティ教育」(RS)を必須とした新カリキュラムについて「道徳的・哲学的理由」から反対を訴えていた5人の親の申し立てを、ウェールズの高等法院が棄却(12月22日)。申立人らは、自己の信条を理由として子どもにこのような教育を受けさせない権利(免除権)を保護者に認めないのは不当であるなどと主張したものの、高等法院は、「教育は、宗教的な観点からは中立であるべきだが、価値中立的であることは要求されない」などとして新カリキュラムの正当性を認めた。ウェールズの子どもコミッショナーも、「すべての子どもに、十全な教育に対する権利、良好な健康に対す

る権利、そして安全でいる権利があります。関係性・セクシュアリティ教育は……これらのすべての権利を支えるものです」などと述べて、高等法院の決定を歓迎。(2月28日投稿)

(2023年1月)

■フランス、26歳未満の若者を対象としてコンドームの無料提供を開始

フランスで、1月1日より26歳未満の若者が薬局でコンドームを無料で入手できるようになった。性感染症対策を主たる目的とする措置で、2022年12月にマクロン大統領が表明していたもの。発表当初は18～25歳の若者を対象としていたが、未成年者も含めることになった。あわせて、緊急避妊薬(アフターピル)についてもすべての女性が処方箋なし・無料で入手できるようになっている。26歳未満の女性を対象とする避妊手段については2022年1月1日から無償で提供されているが、緊急避妊薬については年齢条件を撤廃したもの。(1月11日投稿)

■韓国・子どもの権利保障院、オンラインコンテンツにおける子どもの人権保護のためのチェックリストを発表

韓国保健福祉部に設置されている子どもの権利保障院が、オンラインコンテンツにおける子どもの人権保護のためのチェックリストを発表(1月13日)。「子どもが出演するオンラインコンテンツの制作準備、制作および流通前の過程で子どもの出演者の権利侵害を予防」することを目的として、子どもが出演するオンラインコンテンツのクリエイター向けに作成されたもの。▽関連の指針を読んだか、▽コンテンツの制作趣旨や収益の配分方式などに

ついて、出演者である子どもと保護者にわかりやすく説明したうえで同意を得たか、▽子どもの健康権・学習権・睡眠権・休憩権を保障したうえで撮影を行なっているか、▽子どもを身体的・情緒的・心理的に安全な形で保護したうえで撮影を行なっているか、▽子どもの性的対象化や差別的描写を行っていないか、▽子どもが成長後に気まぜい思いや恥ずかしい思いをする場面はないか、▽コンテンツについてのコメントで子どもが心理的に傷つかないように適切な措置をとっているか、など11項目の設問が用意されている。(2月26日投稿)

■国連・子どもの権利委員会の第92会期が始まる

国連・子どもの権利委員会の第92会期が1月16日から始まった(～2月3日)。今回報告書審査の対象となるのは、スウェーデン、モリシャス、オマーン、ボリビア、アゼルバイジャン、アイルランド、ニュージーランドの7か国。開会会合にはフォルカー・ターク国連人権高等弁務官が自ら出席してスピーチし、世界的に子どもの権利保障が後退していることに憂慮の念を示した。(1月13日・17日・2月4日投稿)

■マレーシア人権委員会、スポーツコーチ等を対象とする人権・子どもの権利講習の必修化を勧告

マレーシア人権委員会が、すべてのスポーツコーチおよび指導員に対し、生徒の指導ライセンスを得るための条件として人権・子どもの権利に関する講習を必修にするべきだと勧告(1月18日)。あるバレーボールのコーチが2人の選手(10代)に対する暴力行為

を理由にマレーシア・バレーボール協会(MAVA)からライセンスを取り消されたことを受けて出されたもの。人権委員会は、「遊びおよびレクリエーション活動に自由に参加する子どもたちの権利が承認・尊重されることを保障するのは〔子どもの権利条約締約国としての〕国家の責任」と強調するとともに、親・保護者に対しても、コーチやスポーツ教員による暴力や生徒の品位を傷つける事件があった場合には積極的に通報するよう呼びかけた。(1月22日投稿)

■OHCHR、「インクルーシブな社会的保護」に関する子どもたちの意見を募集

OHCHR(国連人権高等弁務官事務所)が、国連人権理事会に提出予定の報告書の参考にする目的で、子どもの権利と「包摂的な社会的保護」に関する子どもたちの意見募集を開始(1月25日ごろ)。十分な生活水準や社会保障に対する権利をすべての子どもに保障するための方策について模索しようとするもの。意見募集は2月27日までで、3月中旬に子どもたちとのオンライン対話を開催した後、子どもたちの意見を踏まえてとりまとめた報告書を国連人権理事会に提出する。報告書は、チャイルドフレンドリー版とともに、9月に公表される予定。(2月3日投稿)

■国連・子どもの権利委員会、シリア出身の母子の送還をめぐるスイスの対応を評価

国連・子どもの権利委員会が、個人通報制度に基づきスイスを相手どって提出された通報のうち、シリア出身の母子の送還に関するものについて審理の打ち切りを決定(1月25日)。内戦

から逃れ、ブルガリアとドイツを經由してスイスに到着したクルド人の子ども4人（10～14歳、いずれもシリア国籍）を、最初の庇護国であるブルガリアに母親とともに送還するというスイス当局の決定が争われていたもの。通報を受理した委員会がスイスに対して暫定措置を要請し、審理終了まで送還を一時停止するよう求めたところ、スイス当局が母子の庇護申請の審理を再開し、全員を難民として認定したため審理の必要がなくなったことによる。委員会の担当委員はこの対応を歓迎し、個人通報制度が子どもの即時的救済につながる可能性を示すものであると述べた。（2月6日投稿）

■国連人権専門家、韓国「児童生徒人権条例」廃止の動きに懸念を表明

多様なセクシュアリティを承認・尊重しようとする動向への反動が激化する韓国で、ソウル市児童生徒人権条例（2012年）や忠清南道児童生徒人権条例（2020年）が廃止の危機にさらされている。これらの条例で性別・性的指向・宗教などを理由とする児童生徒の差別が禁止されていることから、保守派が「同性愛を助長するおそれがある」などとして条例廃止のための住民発議を行ってきた。このような動きに対し、国連の4人の人権専門家（教育への権利に関する特別報告者／健康への権利に関する特別報告者／性的指向・ジェンダーアイデンティティに基づく暴力および差別に関する独立専門家／女性と女兒への差別に関する作業部会委員長・報告者）が韓国政府に共同書簡を送り、憂慮の念を表明（1月25日付）。あわせて、2024年から順次実施される改訂教育課程に基づき、教科書や教育政策から「セクシュアルマ

イノリティ」「ジェンダー平等」「リプロダクティブライツ」などの用語を削除する方針が打ち出されたこと（2022年11月発表）に対しても深刻な懸念を表明し、韓国政府の姿勢を質している。（2月1日投稿）

■スコットランド議会在次期子ども・若者コミッショナーの募集を開始

2017年から6年にわたってスコットランド子ども・若者コミッショナーを務めてきたブルース・アダムソン氏の任期終了（2023年5月）を前に、スコットランド議会在次期者の募集を開始（1月26日）。考慮されるのは経験や資質のみで、公的資格や学歴は要件とされていない（履歴書を添付しても受け付けられない）。また、議会の選考委員会に加え、子ども・若者委員会による面接も行なわれる予定。（2月8日投稿）

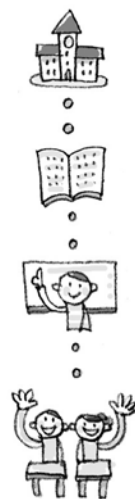
■国連人権理事会で日本の第4回UPR（普遍的定期審査）が実施される

すべての国連加盟国を対象としておおよそ4年半ごとに国連人権理事会で行なわれるUPR（普遍的定期審査）が、1月31日、日本を対象として実施された。日本がUPRを受けるのはこれが4回目。115か国の政府代表から計300項目近くの勧告が行なわれ、とくに▽死刑の廃止、▽パリ原則にのっとった独立した国内人権機関の設置、▽性的指向・ジェンダーアイデンティティに基づくものを含むさまざまな差別（ヘイトスピーチを含む）の禁止・解消のための取り組みの強化、▽インクルーシブ教育の推進などが多くの国から促された。これらの勧告をまとめた報告書は2月3日に採択され、日本政府は、6月に開催される国連人権理事会

までに、各勧告のフォローアップを受け入れるかどうか表明しなければならない。(1月31日投稿)

■ イングランド(英国)の子どもコミッショナー、暴力的ポルノへの若者の接触状況を懸念

イングランド子どもコミッショナーが、16～21歳の子ども・若者1014人を対象とした調査を踏まえた報告書を発表し、多くの子ども・若者が暴力的ポルノにさらされていることに警鐘を鳴らした(1月31日発表)。法律による規制強化(とくに年齢認証)の必要性を指摘するとともに、それが特効薬ではないことを認め、RSE(関係性および性に関する教育)や親・養育者の役割についても提言。(2月6日投稿)





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.174

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2023年3月29日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円